

東日本大震災に伴う影響で高知県内に避難等されている皆様へ

東日本大震災に伴う未払賃金の立替払制度のご案内

東日本大震災により被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

東日本大震災に伴う影響で、お勤めになっていた企業が倒産状態になり、定期賃金や退職金が支払われなかった労働者の方は、国が企業に代わって、これらの賃金を立替払する制度を利用することができます。

この制度は、現在高知県内に避難等により在住している方も対象ですが、利用するためには、所轄労働基準監督署において、当該企業が倒産状態にあることの認定が必要です。この認定は、被害労働者が退職後 6 箇月以内に申請することが要件となっております。

仮に、震災発生日(平成 23 年 3 月 11 日)を退職日とした場合の認定申請の期限は、平成 23 年 9 月 11 日です。

この日までに申請を行わない場合、立替払を受けられないこととなります。

ご自身やご家族の方が該当すると思われる場合などには、お早めに、高知労働局労働基準部監督課(088-885-6022)又は最寄りの労働基準監督署までご照会ください。